

医保第07-32号  
令和6年3月22日

各社会福祉施設 管理者 様

三重県医療保健部長

令和6年4月以降の社会福祉施設等における感染症等発生時に係る  
保健所への報告について

平素より各種感染症対策にご尽力賜りお礼申し上げます。

社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した時の保健所への報告等の取扱いについては、「令和5年10月以降の高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の集団感染発生時の保健所への報告及び相談等について」（令和5年9月29日付け医保第07-20号三重県医療保健部長通知）において、令和6年3月31日を期限としてお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及公費支援等について」（令和6年3月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）において、本年4月以降、通常の医療提供体制とする旨の方針が示されたことから、令和6年4月1日以降については、新型コロナウイルス感染症をインフルエンザやノロウイルス感染症等のその他感染症に含め、以下のとおり取り扱うこととしますので、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 1 報告基準

#### (1) 初回報告

- ア 同一の感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重症者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症の患者又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合（1週間以内の累計を目安とする）
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、死亡者が発生した場合など、特に施設長が報告を必要と認めた場合

#### (2) 経過報告

毎日（初回報告後、終息するまでの間）

#### (3) 終息報告

最終の患者が判明してから、潜伏期間を見込んだ一定期間新たな患者が発生しなかった場合

### 2 報告対象疾患

感染症全般（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス感

染症等)

3 報告対象施設  
別紙1のとおり

4 報告方法

以下の専用フォームより報告してください（報告項目は別紙2のとおり）。

【三重県集団感染発生報告フォーム】

四日市市外の施設：<https://logoform.jp/form/8vMX/447108>

四日市市内の施設：<https://logoform.jp/form/7p72/540727>

なお、専用フォームでの報告が困難な場合は、保健所へ連絡し、報告書（別紙3）をFAX等で提出してください。

※新報告フォームは、令和6年3月29日（金）17時より入力可能となります。

5 報告受理後の保健所の対応

(1) 初回報告後

原則当日中に電話連絡を行い、発生状況等の聴き取りを行います。ただし、報告時間によっては翌日以降の対応となります。また、必要に応じて現地調査等を行います。

(2) 経過報告後

患者発生が継続している場合等は、追加調査（現地調査等）を行います。

(3) 終息報告後

大規模集団感染が発生した場合等は、事後調査（現地調査等）を行います。

6 実施期間

通年（令和6年4月1日以降）

7 その他

- ・ 新報告フォームの開設に伴い、現行の「三重県新型コロナウイルス感染症集団発生報告フォーム」は、令和6年3月29日（金）17時に閉鎖します。詳細は別添資料をご確認ください。

事務担当

三重県医療保健部

感染症対策課

感染症対策班

電話：059-224-2712

感染症情報・検査プロジェクトチーム

感染症情報班

電話：059-224-2747